

# 長野市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック（案）



長野市

## 目 次

|          |                           |     |
|----------|---------------------------|-----|
| <b>1</b> | パートナーシップ宣誓制度とは            | … 1 |
| <b>2</b> | 宣誓することができる方               | … 2 |
| <b>3</b> | 宣誓手続きの流れ                  | … 3 |
| <b>4</b> | 宣誓時に必要な書類                 | … 4 |
| <b>5</b> | 受領証等の再交付・記載事項の変更・返還       | … 5 |
| <b>6</b> | よくある質問                    | … 6 |
|          | 参考資料（長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱） | … 9 |

# 1 パートナーシップ宣誓制度とは

長野市では、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」、「長野市男女共同参画推進条例」及び「長野市人権政策推進基本方針」の理念に基づき、様々な人権課題に対し取り組んでいます。

こうした中、性的少数者の方の生きやすさの選択肢を広げることにより、性的少数者の方が自分らしく安心して暮らしていけるよう、性的少数者の方を含むお二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する「長野市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたします。

制度の導入により、宣誓されたお二人の思いを受け止め、応援していくとともに、市民や事業者の皆様の理解を深め、多様性が尊重され、誰もが幸せを実感できる社会を目指します。

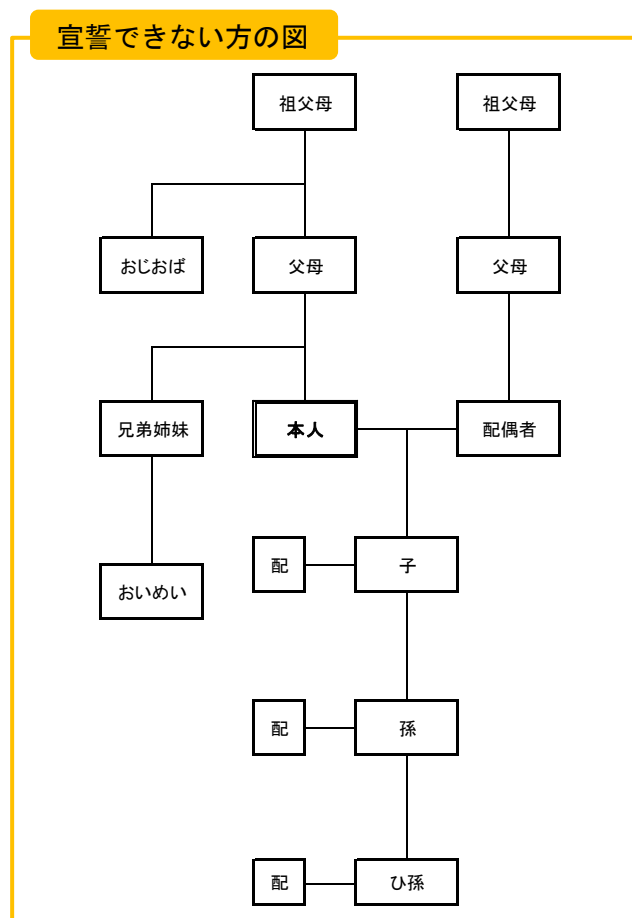
- 性的少数者（セクシュアルマイノリティ、性的マイノリティ）とは  
性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいいます。
- パートナーシップとは  
パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。
- 宣誓  
互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である二者の関係をいいます。

## 2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をすることができるのは、一方または双方が性的少数者であるお二人で、下記の項目をすべて満たしている必要があります。

- (1) お二人とも成年に達していること
- (2) 宣誓しようとするお二人のうち、少なくともどちらか一方が長野市内に住所がある、または宣誓の日から30日月以内に市内への転入を予定していること
- (3) お二人とも配偶者（事実婚関係も含む）がいないこと
- (4) 宣誓するお二人以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (5) お二人の関係が近親者※1（養子関係を除く）でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係は、次の図のとおりです。

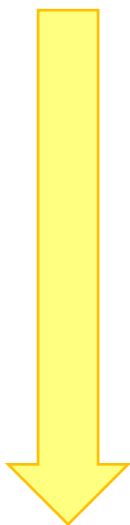


### 3 宣誓手続きの流れ

#### 予約先

長野市役所  
長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課  
(長野市大字鶴賀緑町1613番地)  
TEL 026-224-5084 E-mail jinken-danjo@city.nagano.lg.jp

#### (1) 事前予約



宣誓を希望する日の5営業日前までに、事前予約を行ってください。予約時には、以下のことをお伝えください。

- ① 希望日時（第3希望まで）
    - ・月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
    - 午前9時～午後4時
  - ② 宣誓しようとする方のお名前
    - ・通称名で宣誓される場合は通称名もお知らせください。
  - ③ 宣誓しようとする方の住所
  - ④ 代表の方の日中の連絡先
    - ・電話番号またはメールアドレス
    - ・メールフォームで事前予約をされた方には、宣誓日時、必要書類について後日ご連絡いたします。
- ※ 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

#### (2) 宣誓

- ・予約した日時に、宣誓するお二人でお越しください。
- ・本人確認書類、必要書類を提出してください。
- ・必要書類を提出していただき、要件等を確認しましたら、職員立ち合いのもと、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に署名し、提出いただきます。
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。

※1 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

※2 来庁していただいてから宣誓書受領証の交付終了まで、1時間程度お時間をいただきます。宣誓は、プライバシーに配慮し個室等で行います。

※3 宣誓は無料。必要な書類の交付手数料は、自己負担となります。

## 4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

### (1) 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

- ・ お一人1通ずつ提出してください。
- ※ お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
  - ・ 本籍、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ◎ 宣誓時にどちらも長野市内にお住まいではない場合
- ・ 上記のほか、転入を予定していることが分かる書類を提出してください。  
（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等
  - ・ 転入後に住民票の写し、または住民票記載事項証明書等を提出してください。  
（転入後14日以内）

### (2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本または独身証明書等）

- ・ お一人1通ずつ提出してください。
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍地が長野市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。

### (3) 宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合

- ・ 日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類  
（例）社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券 等

### (4) 本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

◎ 1点の提示で足りるもの

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など本人の顔写真のある公的機関が発行した書類

◎ 2点以上の提示を必要とするもの

- ・ 上記書類をお持ちでない場合は、健康保険被保険者証、年金証書、介護保険被保険者証など氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行した書類

## 5 受領証等の再交付・記載事項の変更

宣誓書受領証等の再交付などの手続きは以下のとおり、人権・男女共同参画課での手続きが必要です。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。

### (1) 受領証等の再交付について

受領証及び受領証カードの紛失等により再交付を受けたいときは、下記の書類を持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

- ① 本人確認書類
- ② 受領証および受領証カード（紛失以外の場合）

### (2) 記載事項の変更について

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

- ① 本人確認書類
- ② 受領証および受領証カード
- ①、②のほか、

【住所を変更する場合】

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍抄本

【通称名を変更する場合】

通称名を確認できる書類

### (3) 受領証等の返還について

次のいずれかに該当するときは、本人確認書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、受領証および受領証カードを返還してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ 双方が市外へ転出したとき
- ・ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

## 6 よくある質問

Q

長野市パートナーシップ宣誓制度と法律婚との違いは

A

法律婚（結婚）は、相続等の財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など、様々な法律上の権利や義務が発生するが、長野市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき運用するもので、法的効力はない。

Q

法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのか

A

性的少数者の二人の関係性を対外的に証するものがなく、当事者が生きづらさを感じる要因の一つになっている。制度の導入により、その関係を対外的に証することができるようになる。

また、導入を契機に市民や事業者性に性の多様性の理解を深め、多様性が尊重されるまちづくりを目指す。

Q

パブリックコメントに制度導入に慎重な意見が多く寄せられているが

A

性の多様性や性的少数者への正しい知識が普及していないこと、既存の価値観と異なるため感覚的に受け入れられないという要因が慎重な意見につながっていると考えられる。今後、正しい知識の普及や異なる価値観への理解が広がるよう丁寧に説明するとともに、広報や啓発活動に力をいれていく。

Q

制度は、同性カップルしか利用することができないか

A

宣誓の対象は、戸籍上同性のカップルに限定していない。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能である。

Q

パートナーシップ宣誓をすると戸籍や住民票にも記載されるのか

A

法的効力が無いので、戸籍や住民票に記載されることはない。

**Q** 長野市民でないと制度は使えないか

**A** 一人は長野市に住民票が無いと制度は使えない。二人とも転入予定の場合は、転入後に制度を利用していただく。

**Q** パートナーシップ宣誓にあたり、プライバシーは守られるのか

**A** 宣誓は、プライバシーに配慮し個室等で行い、担当の市職員のみが立ち会う。個人情報、長野市個人情報保護条例に基づき適切に管理する。

**Q** 受領証等は即日交付されるか

**A** 書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付する。なお、内容確認等のため、ある程度の時間がかかる。また、申請には、事前の予約が必要になる。

**Q** パートナーシップ宣誓にあたり、費用はかかるのか

**A** 宣誓や宣誓書受領証等の交付には、費用はかからない。ただし、宣誓をする際に提出いただく書類の交付手数料は自己負担となる。

**Q** 性的少数者の人口は

**A** 国内で行われた民間や自治体等の調査では、人口の3～10%と想定されている。長野市では、人口37万人とすると11,000人～37,000人。左利きや血液のAB型と同じ割合（10%）と言われている。

**Q** 利用可能なサービスは何があるか

**A** 調整中のものもあるが、市では、市営住宅（家族用）の入居、救急搬送証明書の交付、市民税・県民税の代理申告など。

民間では、医療機関での面会、病状説明の付き添い、また、八十二銀行、長野信金等では、LGBTに対応した住宅ローンの取扱い（連帯保証人など）が開始されている。今後、民間企業でのサービスの拡大を期待している。

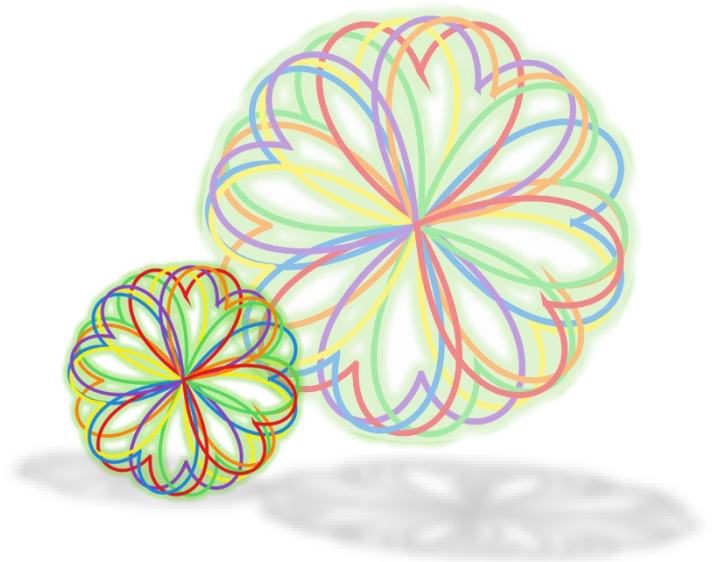
Q

ファミリーシップ宣誓（家族）や事実婚も対象にするべきではないか

A

まずはパートナーシップのお二人を対象にし、ファミリーシップ（家族）については、当事者の声や他都市の状況を踏まえて研究していく。

事実婚については、住民票で妻（未届）と記載できるなど、社会的に双方の関係性を証明することができる。



## 参考資料（長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱）

### 長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

#### （目的）

第1 この要綱は、長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針に基づき、パートナーシップである二者がその自由な意思により行う宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいう。
- (2) 性的少数者 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者その他性のあり方が少数である者をいう。
- (3) 宣誓 二者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。

#### （宣誓の要件）

第3 次に掲げる要件の全てに該当する二者は、宣誓をすることができる。

- (1) 二者の双方が成年に達していること。
- (2) 二者のいずれか一方又は双方が、市内に住所を有し、又は第4第1項の規定により宣誓をしようとする日（以下「提出日」という。）から30日以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 二者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする相手以外の者との間にパートナーシップに相当する関係がないこと。
- (5) 二者が民法（明治29年法律第89号）第734条又は735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除く。

#### （宣誓の方法）

第4 宣誓をしようとする二者（以下「提出者」という。）は、市の職員の面前において長野市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び長野市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認

書」という。)に必要な事項をそれぞれ自ら記入し、次に掲げる書類(提出日前3月以内に発行されたものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、提出者のいずれか一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市の職員及び提出者の立会いの下で、当該提出者以外の者にこれを代筆させることができる。

(1) 提出者(提出日から30日以内に市内への転入を予定している者を除く。)に係る住民票の写し

(2) 提出者に係る戸籍抄本、独身証明書その他の配偶者がいないことを確認することができる書類

(3) 提出日において提出者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が提出日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 提出者は、性別の違和その他特別の理由があると市長が認める場合には、日常生活において通称(戸籍上の氏名に代えて社会生活上日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。)を使用していることを確認することができる書類を市長に提示することにより、宣誓書及び確認書に通称を使用することができる。

3 市長は、提出者が本人であることを確認するため、個人番号カード、旅券、在留カード、運転免許証、資格証明書その他の官公署が発行し、かつ、本人の顔写真が貼付された証明書であって、市長が適当と認めるものの提示を求めるものとする。

4 宣誓書及び確認書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。(受領証等の交付等)

第5 市長は、第4第1項の規定による宣誓書及び確認書の提出があった場合において、提出者が第3に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、当該提出者が宣誓をしたことを証するため、当該提出者に対し、長野市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及び長野市パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)(以下「受領証等」という。)を交付するものとする。

2 第4第2項の規定により提出者が通称を使用したときは、受領証等に通称及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

(市内への転入)

第6 第5の規定にかかわらず、提出日において提出者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が提出日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあっては、当該提出者に対し、長野市パートナーシップ宣誓制度

転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、当該提出者のいずれか一方又は双方が市内へ転入したことを証する住民票の写しの提出があった後に、当該受付票と引換えに受領証等を交付するものとする。

- 2 前項の規定による住民票の写しの提出は、転入予定日（提出者が確認書に記入する市内への転入の予定日をいう。以下同じ。）（提出者の双方が市内へ転入する場合で、転入予定日が異なるときは、いずれか早い日とする。）から14日以内に行わなければならない。ただし、当該期間までに当該提出を行うことができない特別の事情があると認められる場合は、市長が別に指定する日までとする。

（受領証等の再交付）

第7 第5又は第6第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損、汚損等があったときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に既に交付を受けている受領証等を添えなければならない。

- 2 第4第3項の規定は、前項の規定による受領証等の再交付の手続について準用する。

（変更届）

第8 宣誓者は、氏名、通称、住所等に変更があったときは、長野市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、氏名又は通称を変更するときは、変更届に変更前の受領証等を添えなければならない。

- 2 第4第3項の規定は、前項の規定による変更の手続について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により氏名又は通称の変更に係る届出があったときは、変更届の内容を確認し、当該宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者のいずれか一方又は双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者のいずれか一方が死亡したとき。

- (4) 宣誓者のいずれか一方又は双方が第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（宣誓者同士が婚姻をしたときを除く。）。  
2 前項の場合において、紛失その他の理由により受領証等の返還が困難であると市長が認めるときは、受領証等の返還を要しないものとする。  
3 第4第3項の規定は、第1項の規定による返還の手続について準用する。  
第10 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。  
(1) 宣誓者が、受領証等を不正に利用し、変造し、又は第三者に譲渡したとき。  
(2) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき。  
2 宣誓者は、前項の規定により受領証等の返還を求められたときは、遅滞なく当該受領証等を市長に返還しなければならない。  
(準用)  
第11 第7、第9及び第10の規定は、受付票について準用する。  
(交付番号の公表)  
第12 市長は、第9又は第10の規定により受領証等が返還された場合その他特に必要と認める場合は、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することがある。  
(補則)  
第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。





長野市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック（第1版）

令和4年12月1日発行

長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL : 026-224-5084 FAX : 026-224-7547

メール : [jinken-danjo@city.nagano.lg.jp](mailto:jinken-danjo@city.nagano.lg.jp)

（受付時間：平日 8時30分～17時15分 年末年始を除く）